

令和4年8月

定例教育委員会会議

会議録

令和4年8月16日開催

# 会 議 録

開催日時	令和4年8月16日（火）	午後2時 午後3時 8分	開会 閉会																												
場 所	旭川市教育委員会 会議室																														
出席者	教育長及び委員	教育長 黒蕨 真一， <small>教育長職務代理者</small> 本田 哲嗣，委員 滝山 義之 委員 近藤 美保，委員 山崎 與吉																													
	事務局	説明員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">学校教育部長</td> <td style="width: 33%;">品田 幸利</td> <td style="width: 33%;">社会教育部長</td> <td style="width: 33%;">高田 敏和</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>石原 伸広</td> <td>社会教育部次長</td> <td>谷口 敦哉</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>辻並 浩樹</td> <td>社会教育部次長</td> <td>岩崎 昌美</td> </tr> <tr> <td>学校施設課長</td> <td>熊谷 修</td> <td>文化振興課長</td> <td>高桑 和寿</td> </tr> <tr> <td>学務課長</td> <td>矢萩 恵</td> <td>社会教育課主幹</td> <td>小島 紀行</td> </tr> <tr> <td>教職員担当課長</td> <td>佐藤 文泰</td> <td>社会教育課</td> <td>伊藤 知世</td> </tr> <tr> <td>教育政策課主幹</td> <td>工藤 秀敏</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	学校教育部長	品田 幸利	社会教育部長	高田 敏和	学校教育部次長	石原 伸広	社会教育部次長	谷口 敦哉	学校教育部次長	辻並 浩樹	社会教育部次長	岩崎 昌美	学校施設課長	熊谷 修	文化振興課長	高桑 和寿	学務課長	矢萩 恵	社会教育課主幹	小島 紀行	教職員担当課長	佐藤 文泰	社会教育課	伊藤 知世	教育政策課主幹	工藤 秀敏		
		学校教育部長	品田 幸利	社会教育部長	高田 敏和																										
学校教育部次長	石原 伸広	社会教育部次長	谷口 敦哉																												
学校教育部次長	辻並 浩樹	社会教育部次長	岩崎 昌美																												
学校施設課長	熊谷 修	文化振興課長	高桑 和寿																												
学務課長	矢萩 恵	社会教育課主幹	小島 紀行																												
教職員担当課長	佐藤 文泰	社会教育課	伊藤 知世																												
教育政策課主幹	工藤 秀敏																														
事務局員	教育政策課主査 道下 眞紀 教育政策課 朝倉 裕幸																														
傍聴者	0人																														
公開・非公開の別	一部非公開																														
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 会議録署名委員</li> <li>3 前回会議録</li> <li>4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第1号 令和4年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について</li> <li>・議案第2号 令和5年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書の採択について</li> <li>・議案第3号 旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について</li> <li>・議案第4号 公民館の今後の在り方についての策定方針について</li> <li>・議案第5号 令和5年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について</li> <li>・議案第6号 令和4年度一般会計予算の補正について</li> <li>・報告第1号 旭川市文化賞選考委員会委員の委嘱（臨時代理）について</li> <li>・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員の行政措置（臨時代理）について</li> <li>・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について</li> <li>・報告第4号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について</li> <li>・報告第5号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について</li> </ul> </li> <li>5 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について</li> </ol> </li> </ol>																														

(2) 令和4年度旭川市文化賞受賞候補者の推薦受付結果について

6 その他

7 閉会

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、令和4年8月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は、本田委員、山崎委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、令和4年5月定例教育委員会会議（令和4年5月20日開催）については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について、御意見はありますか。</p>
各 教 育 員 長	<p>ありません。</p>
各 教 育 員 長	<p>御意見がありませんので、令和4年5月定例教育委員会会議の会議録については、承認することで御異議ありませんか。</p>
各 教 育 員 長	<p>異議ありません。</p>
各 教 育 員 長	<p>「異議なし。」と認め、令和4年5月定例教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p> <p>なお、令和4年6月定例教育委員会会議（令和4年6月27日開催）及び令和4年7月定例教育委員会会議（令和4年7月26日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するという事によろしいですか。</p>
各 教 育 員 長	<p>異議ありません。</p>
各 教 育 員 長	<p>「異議なし。」と認め、令和4年6月定例教育委員会会議及び令和4年7月定例教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p>
教 育 長	<p>《 審 議 事 項 》</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第1号「令和4年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について」、議案第2号「令和5年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書採択について」、議案第3号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」、議案第4号「公民館の今後の在り方についての策定方針について」、議案第5号「令和5年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について」、議案第6号「令和4年度一般会計予算の補正について」、報告第1号「旭川市文化賞選考委員会委員の委嘱（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の行政措置（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第5号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告事項（1）「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」及び報告事項（2）「令和4年度旭川市文化賞受賞候補者の推薦受付結果について」は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思っております。</p>

各 教	委 育	員 長	<p>が、いかがですか。</p> <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第1号「令和4年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について」、議案第2号「令和5年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書の採択について」、議案第3号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」、議案第4号「公民館の今後の在り方についての策定方針について」、議案第5号「令和5年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について」、議案第6号「令和4年度一般会計予算の補正について」、報告第1号「旭川市文化賞選考委員会委員の委嘱（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の行政措置（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第5号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告事項（1）「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」及び報告事項（2）「令和4年度旭川市文化賞受賞候補者の推薦受付結果について」は、秘密会といたします。</p>
《 そ の 他 》			
教 各 事	育 委 務	長 員 局	<p>他に、何かありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>ありません。</p> <p>《 秘 密 会 》</p>
教	育	長	<p>ここからは、秘密会といたします。</p> <p>ここで皆さんにお諮りいたします。</p> <p>議案第3号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」、報告第1号「旭川市文化賞選考委員会委員の委嘱（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の行政措置（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第5号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告事項（1）「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」及び報告事項（2）「令和4年度旭川市文化賞受賞候補者の推薦受付結果について」ですが、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することとしたいと思いますが、いかがですか。</p>
各 教	委 育	員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第3号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」、報告第1号「旭川市文化賞選考委員会委員の委嘱（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の行政措置（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第5号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告事項（1）「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」及び報告事項（2）「令和4年度旭川市文化賞受賞候補者の推薦受付結果について」は、会議録には概要を記載することといたします。</p> <p>議案第1号「令和4年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について」、説明願います。</p>
工藤教育政策課主幹	本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26		

条の規定により、毎年行うこととされており、令和4年4月定例教育委員会会議において、実施方法について御決定いただいた後、学校教育部と社会教育部でそれぞれ作業を進めてまいりました。この度、別冊のとおり作成いたしましたので、評価手法、評価結果及び学識経験者の意見と教育委員会の考え方を説明します。

まず、第2期旭川市学校教育基本計画に基づく点検・評価についてです。

第2期計画における基本施策は、26の指標を設定しており、毎年度、成果を客観的に検証し、課題等を明らかにして、翌年度以降の施策や事業などに反映させることとしております。

基本施策の26の指標については、令和3年度の目標値に達したものを「達成」、達していないものを「未達成」として達成状況を示し、さらに、「未達成」の指標については、令和2年度の実績値との比較を示しております。

昨年度、一部の指標について、第2期旭川市学校教育基本計画に基づく取組により実施した児童生徒アンケートについて、評価対象をこれまでの特定の学年から全学年に変更しましたが、今年度は、調査の方法を紙ベースのマークシート形式からICTを活用したタブレットによるものに変更しております。また、各「基本施策」の「取組の状況」については、進捗状況などを記述し、「課題と改善に向けた今後の方向性」では、指標や取組の状況を踏まえ、今後の方向性等をできるだけ具体的に記述しております。

学校教育部の評価結果につきましては、指標の達成状況は、「達成」が16、「未達成」が29となっており、「未達成」のうち、令和2年度の実績値より向上したものが5、低下したものが24となっております。

次に、旭川市社会教育基本計画に基づく点検・評価です。

評価手法につきましては、旭川市社会教育基本計画の2つの基本理念を達成するために5つの基本目標を掲げ、基本目標ごとに、目指すべき状況である成果目標を設定しており、この成果目標の状況を数値で客観的に把握するために、成果指標を設定しております。

なお、点検評価の構成及び記載方法については、おおむね学校教育部と同様となっております。

41の成果指標の達成状況は、「達成」が8、「未達成」が33となっており、「未達成」のうち令和2年度の実績値より向上したものが12、低下したものが21となっております。

次に、学識経験者の意見でございます。大学教授のお二人に依頼し、当報告書への意見をいただき、その意見に対する教育委員会の考え方と併せて掲載しております。

学校教育部に関しては、「令和2年度の実績値よりも低下しているものが多く、目標値については、達成や未達成により見直すことも必要だと思うが、毎年見直しなどを行うと本質的な成果と課題が分かりにくくなる場合もある。」との意見のほか、「教員の働き方改革を推進していく上で、目標値自体が甘いと感じる。特に中学校での改善は喫緊の課題であることから、実現可能な改革を行っていくべきである。」などの意見がございました。

社会教育部に関しては、「点検・評価全般に関わり、課題と改善に向けた方向性を明確に分けて記載することで、評価の蓄積と可視化を実現できる。」との意見のほか、「ボランティア活動には、例えば、ICTを利用して自由な時間に活動を行うなどの事例があり、施設内での活動に限定しない様々なボランティアの形を検討してはどうか。」という意見や「郷土の文化に愛着を持てるようにするためには、文化財の価値や魅力の情報発信と併せて、価値や魅力への「気づき」を誘発する学習機会の提供も有効ではないか。」などの意見がありました。

教 育 長	議案第1号「令和4年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について」、御意見、御質問等がありますか。
本 田 委 員	学識経験者の方から、目標値の妥当性を指摘されておりますが、設定した目標値の高低が達成状況の増減に影響しているという指摘がされないよう目標値の設定について、検討していただきたいと思います。社会教育部は、課題と改善に向けた今後の方向性において、どのように取り組み、結果としてどうなったのかという点について記載するべきではないかと指摘されています。様々な取組を行っているかと思しますので、それがしっかりと評価されるよう今後は改善していただければと思います。
滝 山 委 員	達成より未達成の方が多いたのですが、特に、未達成の指標の中で、令和2年度の実績値と比較して、低下したものの数が多いのはなぜですか。
工藤教育政策課主幹	詳細な分析につきましては現段階では行っておりませんが、コロナ禍における子ども同士の関わりや教育活動の変化など、学校生活の変容などが影響しているのではないかと考えます。
本 田 委 員	学校教育部では、中学校において実績値の低下が顕著になっています。低下の一因としてコロナの影響もあるかと思っておりますが、原因の分析とコロナ禍においても取組に一定の成果があったものなど評価結果をきちんと整理しておくことが必要だと思っております。
教 育 長	他に御意見、御質問等がありますか。
各 委 員	ありません。
教 育 長	それでは、議案第1号「令和4年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
各 委 員	異議ありません。
教 育 長	「異議なし。」と認め、議案第1号「令和4年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について」は、原案どおり決定します。
学 務 課 長	次に、議案第2号「令和5年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書の採択について」、説明願います。
学 務 課 長	令和5年度に使用する教科用図書につきましては、小学校用については、令和元年度に採択を行い、中学校用については、令和2年度に採択を行った後、社会（歴史的分野）の教科用図書について、文部科学省の検定を受けて新たに発行された教科用図書があったことから、令和3年度に改めて採択を行い、令和2年度に採択した教科用図書と同じ教科用図書を採択したところであります。
学 務 課 長	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定に基づき、政令で定める期間である4年間、毎年度、種目ごとに同一の教科書を採択することとされていることから、令和5年度に使用する小学校用教科用図書、中学校用教科用図書については、現在使用している教科用図書を採択することについて、御審議いただきたいと思っております。
教 育 長	議案第2号「令和5年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書の採択について」、御意見、御質問等がありますか。
各 委 員	ありません。
教 育 長	それでは、議案第2号「令和5年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書の採択について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
各 委 員	異議ありません。
教 育 長	「異議なし。」と認め、議案第2号「令和5年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書の採択について」は、原案どおり決定します。
学 務 課 長	<議案第3号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」> 令和4年8月16日から令和5年10月31日までを任期とする旭川市公民館運営協議会委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。

教 育 長  
谷口社会教育部次長

次に、議案第4号「公民館の今後の在り方についての策定方針について」、説明願います。

社会教育委員会議からの「旭川市における公民館の位置付けの見直しについて（答申）」を踏まえ、本市の公民館の今後の方向性を示す公民館の今後の在り方についてを策定することとしましたので、その策定方針について御説明させていただきます。

はじめに、策定に当たっての「1 基本的な考え方」ですが、「旭川市における公民館の位置付けの見直しについて（答申）」を踏まえ、公民館の現状と課題を整理した上で、公民館の今後の在り方を示し、地域の実情に応じた学習と活動を結び付け、地域づくりの拠点となることを目指すものであります。

「2 旭川市公民館が目指すべき姿」は、「地域の人づくり・地域づくりの拠点となる公民館」と「地域において親しまれる場となる公民館」の2つでございます。

「3 答申を踏まえた検討方針」で、公民館は、社会教育法に基づく施設として維持することを基本としながら、公民館の運営方法や事業等の充実の考え方（ソフト面）と、施設の老朽化や地域の現状を踏まえた将来的な施設の在り方（ハード面）について検討することとし、「4 公民館の課題」で、本市の公民館における現状の課題をソフト面とハード面に分けて整理します。

「5 課題解決のための取組」については、答申で示された公民館の位置付けを見直す際の7つの視点との関係性にも留意しながら、旭川市公民館の目指すべき姿を実現するための課題解決に向けた取組を示します。

最後に「6 その他」として、策定に当たり、社会教育委員会議をはじめ、公民館運営協議会や市民の意見を幅広く聴いて進めてまいりたいと考えております。

次に、骨子案につきましては、策定方針に沿って、「旭川市公民館が目指すべき姿」を示し、「答申を踏まえた検討方針」で本市の考え方を示し、現状の「公民館の課題」を整理し、「課題解決のための取組」を進めていくという流れでございます。

公民館の課題をソフト面で3つ、ハード面で2つ挙げております。課題1に対しては2つ、課題2と3に対してはそれぞれ3つの取組を挙げております。また、ハード面の課題に対しては、2つの課題に共通なものとして、取組を2つ挙げております。

なお、この骨子案は、課題や取組など現時点での内容を整理し、作成したものであり、これらを踏まえて、公民館の今後の在り方についての策定に当たってまいります。

次に、策定日程（案）につきましては、骨子案を基に、今後、公民館の今後の在り方について（案）の作成作業に取りかかり、教育委員の皆様には、10月上旬には、公民館の今後の在り方について（案）を配付する予定でおります。その後、10月中旬に教育委員会協議会で協議いただくとともに、10月下旬まで、教育委員の皆様から、引き続き御意見をいただく予定です。11月の定例教育委員会会議において、パブリックコメント実施について御審議いただき、12月から翌年1月にかけて、パブリックコメントの実施を予定しております。2月の定例教育委員会会議において、パブリックコメントの結果について御報告させていただきます。その後、3月の定例教育委員会会議において、公民館の今後の在り方についての最終案について御審議をいただきたいと考えております。

公民館の今後の在り方についての策定までに、教育委員の皆様のお意見をいただく機会が何度かございますが、会議以外でも必要に応じて御意見をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

教 育 長	議案第4号「公民館の今後の在り方についての策定方針について」、御意見、御質問等がありますか。
本 田 委 員	骨子案については、特段問題はないかと思いますが、大事なのは課題解決のための取組の具体案でありますので、次回お示しいただきたいです。また、地域の実情によっても、公民館の使用状況は違うと思われるので、地域差や特性なども教えていただきたいです。
山 崎 委 員	今後の議論に当たっては、住民センターなどの公民館と類似した集会施設について、一覧や管理主体などをまとめたものがあると良いかと思いません。
教 育 長	他に御意見、御質問等がありますか。
各 委 員	ありません。
教 育 長	それでは、議案第4号「公民館の今後の在り方についての策定方針について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
各 委 員	異議ありません。
教 育 長	「異議なし。」と認め、議案第4号「公民館の今後の在り方についての策定方針について」は、原案どおり決定します。
学 務 課 長	次に、議案第5号「令和5年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について」、説明願います。
学 務 課 長	令和5年度に使用する小学校用教科用図書及び中学校用教科用図書を採択いただいたところでございますが、特別支援学級において当該教科用図書を使用することが適当でない場合、児童生徒一人一人の障害の種類、程度や能力に応じた内容のものを教科用図書として使用することができるように、北海道教育委員会が採択した「道立特別支援学校の小学部及び中学部において令和5年度に使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書（一般図書）選定一覧」に掲載されている一般図書を採択することについて、御審議いただきたいと思いません。
教 育 長	議案第5号「令和5年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について」、御意見、御質問等がありますか。
各 委 員	ありません。
教 育 長	それでは、議案第5号「令和5年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
各 委 員	異議ありません。
教 育 長	「異議なし。」と認め、議案第5号「令和5年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について」は、原案どおり決定します。
石原学校教育部次長	次に、議案第6号「令和4年度一般会計予算の補正について」、説明願います。 本件は、令和4年度旭川市一般会計補正予算について、旭川市議会令和4年第3回定例会に議案を提出するよう市長へ意見を申し出るものであります。学校教育部所管分から御説明いたします。 学校施設改修費（中学校）補正額1,140万円につきましては、旧雨紛中学校の校舎等を公募により売却するに当たり、面積等を確定するため実施する測量委託料のほか、隣接する雨紛小学校との間の渡り廊下の解体撤去及び敷地境界の柵の設置費用等を補正しようとするものです。 なお、補正予算議決後に、測量及び土地・建物の登記等の手続を行い、令和5年度当初から公募を実施し、同年度中に売却を完了する予定であります。 修学旅行等関連費（小学校）補正額1万4千円、修学旅行等関連費（中学校）補正額62万9千円につきましては、昨年度も補正により実施した

文化振興課長	<p>事業であります。新型コロナウイルス感染症の影響により生じた修学旅行や宿泊研修のキャンセル料を支援するもので、感染等により出席停止となり不参加となった児童生徒の修学旅行等に係るキャンセル料を支援しようとするものです。</p> <p>なお、財源として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する予定となっております。以上が学校教育部の補正予算でございます。</p>
<p>教 育 長 各 教 育 員 長 各 教 育 員 長</p>	<p>続きまして、社会教育部の令和4年度旭川市一般会計補正予算について御説明いたします。</p> <p>文化財保存費補正額110万円につきましては、今年3月に小屋根が崩落した9条通11丁目の旧宮北邸におきまして、現在ブルーシートによる仮覆いをしている崩落部分をコンパネと鉄板による覆いとする補修を実施するとともに、併せて目視では確認しづらい建物高所の石材の安定度と、建物の構法確認についての調査を行う費用を補正しようとするものでございます。</p> <p>議案第6号「令和4年度一般会計予算の補正について」、御意見、御質問等はありませんか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、議案第6号「令和4年度一般会計予算の補正について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p> <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第6号「令和4年度一般会計予算の補正について」は、原案どおり決定します。</p> <p>&lt;報告第1号「旭川市文化賞選考委員会委員の委嘱（臨時代理）について」&gt; 令和4年8月9日から同年11月3日までを任期とする旭川市文化賞選考委員会委員を委嘱することについて、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p> <p>&lt;報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の行政措置（臨時代理）について」&gt; 令和4年7月27日付けの旭川市教育委員会事務局職員の行政措置について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p> <p>&lt;報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」&gt; 令和4年7月30日から同年8月2日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p> <p>&lt;報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」&gt; 令和4年7月12日付けの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p> <p>&lt;報告第5号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」&gt; 令和4年7月11日から同月20日付けまでの北海道教育委員会に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p> <p>&lt;報告事項（1）「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」&gt; 重大事態とした事案に関わり、旭川市いじめ防止等対策委員会の進捗状</p>

況等について、報告を受けた。

<報告事項（２）「令和４年度旭川市文化賞受賞候補者の推薦受付結果について」>

令和４年６月１５日から同年７月３１日までの受付期間における令和４年度旭川市文化賞受賞候補者の推薦受付結果について、報告を受けた。

《 そ の 他 》

他に、何かありますか。

ありません。

ありません。

それでは、以上で令和４年８月定例教育委員会会議を終了いたします。

《 閉 会 》

教 育 長  
各 委 員  
事 務 局  
教 育 長